

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 振興課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布について

計3枚（本紙を除く）

Vol.518

平成28年2月22日

厚生労働省老健局振興課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3937）

FAX：03-3503-7894

事務連絡

平成28年2月22日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局振興課

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

平成28年4月1日より、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）による改正事項のうち地域密着型通所介護の創設に係る部分が施行されます。

これに伴い、今般、整備法附則の規定により指定地域密着型サービス事業者の指定があつたものとみなされた者の当該指定の有効期間を定めること等を内容とする「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年政令第45号）」が公布されました。

貴県又は貴市におかれましては、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、平成28年4月1日からの円滑な施行に向けて御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

第二十八条中「新国保法」を「改正法附則第二十七条の規定による改正後の国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十条において「新国保法」という。」に改める。

第二十九条中「新高齢者医療確保法」を「改正法附則第三十四条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第三十一条において「新高齢者医療確保法」という。」に改める。

第三十条中「に旧特定施設」を「に改正法附則第二十七条の規定による改正前の国民健康保険法(以下この条において「旧国保法」という。)第一百六条の二第一項第六号に掲げる特定施設(新国保法第百十六条の二第一項第六号に掲げる特定施設に該当するものを除く。以下この条において「旧特定施設」という。)に改める。

第三十一条中「旧高齢者医療確保法」を「改正法附則第三十四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律(以下この条において「旧高齢者医療確保法」という。)に、「旧特定施設」を「旧高齢者医療確保法第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設(新高齢者医療確保法第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設に該当するものを除く。)に改める。

(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十七年政令第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十七年政令第百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

本則に次の二条を加える。
(指定の更新に関する経過措置)

第二十七条 医療介護総合確保推進法附則第二十条

第一項の規定により同項に規定する第六号新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされた者の当該指定に係る医療介護総合確保推進法附則第二十条第一項に規定する第六号施行日後の最初の更新については、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十八条の十二において準用する同法第七十条の二第一項中「六年ごと」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三条)」附則第二十条第二項の規定によりその効力を失うものとされた第四十一条第一項本文の指定を受けた日(この項の規定による更新を受けた場合には、直近の更新前のこの項の期間の満了の日の翌日)から起算して六年を経過する日まで」とする。

附則第二条中「平成九年法律第二百二十三号」を削る。

附 則

内閣総理大臣 安倍晋三
総務大臣 山本早苗
財務大臣 麻生太郎
厚生労働大臣 塩崎恭久
国土交通大臣 石井啓一
環境大臣 中谷元代
防衛大臣 大塚珠啓